



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、地すべり対策として設置された水抜きボーリング孔の排水機能を回復させるため、孔内洗浄作業を行うものであるが、洗浄作業には地すべりに関する専門性が求められることから、その業務に精通している業者を選定する。このため、本業務の目的を達成できる者が限定されることから、随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当